

## ドイツにおける通信簿の萌芽

ト 部 匡 司  
(2004年9月30日受理)

The Origin of the German School Report

Masashi Urabe

This paper examines the origin and subsequent development of the German school report (*Schulzeugnisse*) with a particular focus on how it was first initiated. Several scholars assert that the current structure of the German school report is rooted in the 16th century, when the Reformation was launched by Martin Luther. The religious confrontation between the Catholic and the Protestant reconstructed the school system in Germany. The German school report has two intrinsic dimensions: as a certifying document (*Zeugnisse*) and as a grading document (*Zensuren/Noten*). The earliest certificate was provided as the "Certificate for Charity" (*Benefizienzeugnisse*) in order to allow poor children to attend schools operated by the Protestant states. On the other hand, Catholic Jesuit schools adopted a competitive evaluation system to motivate and encourage students, which led to the institutionalization of marks/grades system.

Key words : School Report, Germany, Historical study

キーワード：通信簿，ドイツ，歴史研究

### はじめに

本稿の目的は、ドイツを事例として、通信簿 (*Schulzeugnisse*) がいつどのようにして誕生するに至ったのか、その起源を歴史的に明らかにすることである。本稿は、ドイツの初等・中等学校の教育評価制度の歴史的変遷を通信簿の構造と機能に着目して整理しなおし、理解しなおすという研究の全体像の中で、特にドイツの通信簿が生まれた時代に注目し、そのルーツを辿るというものである。

教育評価や選抜をめぐる先行研究には、選抜の機能に関する教育社会学的研究や選抜の制度史研究をはじめ、特にドイツについては、エリートの養成を社会史的に明らかにした研究 (Kraul, 1984年；望田編, 1998年) や、「資格社会」論の視点に立ったドイツ近代史研究 (望田編, 1995年, 2003年) などがある。その中でも近代ドイツ「資格社会」論研究では、ドイツ社会が「職業資格」＝「教育資格プラス国家試験」という方程式の呪縛にかかり、また、こうした「資格社会」は、特に官吏任用制度をモデルとして、18～19世紀にかけて形成され、確立したことが明らかに

なっている（望田編, 1995年, 3頁）。

本研究は、それらの先行研究を踏まえながらも、それらの研究とは異なって、評価文化がどのようなプロセスや事情の中で国民に共感的に受容されてきたかを近代化の展開と結びつけながら制度史的にアプローチするものである。

ドイツにおいて通信簿は、学校が児童生徒 (*Schüler*) の各教科に関する成績（部分的に態度に関する記述も含む）を学期末に要約して評価した「公文書」である。現在の行政的な規定では、最初の学期の通信簿は「中間通信簿 (*Zwischenzeugnisse*)」と呼ばれ、学期末に進級が危ぶまれる場合にはそれに注釈が加えられてもよいと定められている。「学年通信簿 (*Jahreszeugnisse*)」は、ほとんどの州では、その一年を総合して評価し、児童生徒が次の学年に進級できるかどうかが示される。義務教育を受けたにもかかわらず学習目標を達成できずに満期退学した場合には、「就学証明書 (*Abgangszeugnisse*)」が与えられる。各教育段階の最終学年の課程を修了し、その州が課す修了試験に合格すれば、「修了証明書 (*Abschlusszeugnis*)」が授与される。大学入学資格

試験（アビトゥア＝ギムナジウム卒業試験）に合格した者は、一般大学入学資格証明書（ギムナジウム卒業証明書）を得ることができる。就学証明書と修了証明書には児童生徒に不都合な結果をもたらすような記述を書いてはならないが、逆に、有利になるような記述は書いてもよいとされている。修了証明書は、特定の資格（Berechtigungen）に直結するものである（Schaub & Zenke, 1995年, 378頁）。

ドイツの通信簿は、その公文書的な性格から行政文書に準じた形式でなければならないのであり、いつたん交付された後は削除することも訂正することもできないものである。中間通信簿には学級担任と校長が直筆で署名し、就学証明書と修了証明書にはさらに公印が押されていなければならない。また、通信簿には6段階評価の形式（Zensuren/Noten）<sup>1)</sup>で、また、一般大学入学資格証明書には点数方式（Punkt-System）で成績評価が行われる<sup>2)</sup>。法的に見れば、通信簿には証明機能と情報伝達機能がある。それゆえ保護者と児童生徒には、学力と学習進度に関する適切な情報開示を学校に要求する権利がある。これは成績が評定によって評価されなければならないという意味ではない。ほとんどの州では、基礎学校第1学年の通信簿は、学習状況や学習態度・社会的態度が文章による評語（レポート通信簿）で記述されることになっている。州によっては第3～4学年もそのような「レポート通信簿（Berichtszeugnisse/Wortzeugnisse）」が発行されているところもある。総合制中等学校（Gesamtschule）ではさらに、学習到達度の報告という形式で書かれた通信簿が第5～8学年でも用いられているが、シュタイナー学校や田園教育舎などの革新的学校でもこうした形式が用いられている。その詳細は、各州文部大臣会議の決議や、州の学校法、法的規則、通達で規定されている（Schaub & Zenke, 1995年, 378-379頁）。

通信簿の内容に付随する事項である進級（Versetzung）についても、各州の法律で詳しく規定されている。所定の要件を満たさない場合は「原級留置（Sitzenbleiben）」となる。その要件は州によって違うが、たとえばヘッセン州においては、ドイツ語や数学など主要教科のうちの2科目以上が「評点5（=不可）」以下であれば進級できない。バイエルン州など4州では例外的に追試験制度が設けられており、進級の途を広めている。原級留置が2回続くと、転校を余儀なくされる。ギムナジウムの生徒は実科学校に、実科学校の生徒は基幹学校に籍を移さなくてはならない。他方、ヘッセン州を含む6州では、基礎学校段階から「飛び級」制が導入されている。その決定権は教

員会議にあるが、事前に親と学校と監督官庁の同意を必要とする。逆に、本人や親が希望すれば、現在自分が履修している学年を再履修するか、下の学年に移ることもできる。ただし、あくまで例外的な措置であることは言うまでもない。なおドイツでは、課程主義をとっているために、いわゆる「落ちこぼれ」ないし「原級留置者」が驚くほど多い。原級留置処分は基礎学校でも行われ、例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州では1990年の基礎学校2年生における原級留置者の割合は2.3%となっている。州によっては、1科目でも不合格になればもう1年間同じ学年を繰り返さなければならないわけで、このような制度自体に対して最近強い批判が出ている（天野・結城・別府編, 1998年, 110頁）。

以上のような制度的特性は、日本の通信簿や評価制度と比較しても、随分と性質の異なるものである。特にドイツの子どもたちは、基礎学校第4学年修了時に将来をある程度見通さなくてはならない。つまり、ギムナジウム、実科学校あるいは基幹学校のいずれに進学するかの決定を迫られ、三分岐型学校のうちのひとつを選択しなければならない（天野・結城・別府編, 1998年, 111頁）。その意味でも、ドイツの通信簿が社会的に果たす役割は大きい。

こうした制度的特性がなぜ生じることになったのか、また、これらの特性は歴史的にはいつ頃にどのような時代背景のもとで生まれ、制度化されていったのか。本稿では、これらのことについて明らかにする。

さて、通信簿のもう機能は二つある。ひとつは「証明書（Zeugnisse）」としての通信簿であり、もうひとつは「評定づけ（Zensuren）」としての通信簿である。ドイツでは、通信簿を論じる際、これら二つの機能に着目して両面から論じるべきだとされ、そうすることで通信簿の全体像が効果的に明らかになると考えられている（Zeigenspeck, 1999年, 65頁）。したがって本稿でも、証明書（Zeugnisse）の起源と評定づけ（Zensuren）の起源をそれぞれ明らかにしていくことにする。

結論を先に述べれば、第一に、証明書の起源は「慈善証明書（Benefizienzeugnisse）」と呼ばれるものであり、それは宗教改革による教育の荒廃から生まれたということ、第二に、「評定づけ」は宗教改革以前にも存在したが、本格的に制度化されたのはイエズス会学校においてであったこと、である。なお、これらの考察の前提として、まず通信簿誕生の時代的背景である宗教改革期の社会状況に触れておきたい。

## 1. 宗教改革

ドイツにおける通信簿のルーツは、16世紀まで遡ることができる (Sacher, 2001年, 7頁)。当時は、ドイツのプロテスタント地方においては、教育事業はカトリック教会から領邦に移され、その行政領域の一部門として発達するに至った時代である (皇, 1943年, 80頁)。その背景には、ヨーロッパに拡大したルネサンスの影響のもと、人文主義と宗教改革の影響がある<sup>3)</sup>。特に宗教改革が教育制度の変革に果たした影響は大きく、ドイツ近世教育史は、教会の改革による教育制度の改革の歴史であるとともに、教育制度の改革による教会の改革の歴史もある (皇, 1943年, 80頁)。宗教改革は、1517年にドイツのルター (Martin Luther) が「95箇条の論題」を公表し、ローマ教皇レオ10世の免罪符 (贖宥状) 販売を攻撃したのを契機として始まった宗教運動である。

それ以前の中世時代は、カトリック教会と領邦の二大勢力が共存していた。当時の支配的勢力は概してカトリック教会の側にあり、ローマ法王は全世界の統治者、地上におけるイエス・キリストの代理者として諸王や諸侯に君臨し、諸王や諸侯は法王に代わって地上の政権を代行するに過ぎないものと理解されていた (皇, 1943年, 77頁)。中世社会の根幹をなす封建制度をはじめ職階制度やギルド制度などは、いずれも領邦の保護関係を離れた私的の保護関係に立つ階級的制度であった。階級は基本的に、僧侶階級と俗人階級とに区別され、僧侶は世俗層と修道層に分けられる。俗人階級では、騎士階級が特權階級として農民階級と分離し、さらに中世末期には都市の勃興とともに市民階級が発生した。中世における現世の不安は厳然たる階級の差別によって固定され、下層階級は来世における神の救済に希望を見出しつつ生活していた (皇, 1943年, 22頁)。一切を決定するものは出生 (Geburt) であった。各身分層にはそれ相応に社会的待遇が定められ、身分相応の生活が強調された (Herrlitz, 1993年, 13-14頁)。

中世後半のドイツは、皇帝権の弱体化とともに、司教・大司教などの聖界領が世俗領邦と並んで半独立の地位を得るに至り、法王権力が最も入り込みやすい状況であった。そしてローマ法王は実際にこれを利用し、ドイツからさまざまな形で金を吸い上げていた。この意味でドイツは「ローマの雌牛」と言われていた (坂井, 2003年, 75-76頁)。特に、サン・ピエトロ大寺院の改築などの費用を必要としたローマ法王レオ10世は、この「ローマの雌牛」であるドイツで贖宥状を売ることに積極的であった (山本, 2003年, 15

頁)。

贖宥は、カトリック教義のなかにきちんと位置づけられる制度であり、罪を犯したキリスト教者は悔い改めをして神の許しを得た後、贖いの行為を求められた (木村編, 2000年, 56頁)。その行為は十字軍に参加するか、ローマなど聖地巡礼に赴くことであったが、次第にその行為を金銭でも代替できるとされた。ルネサンス時代に入り、ローマ教皇は財政的理由からこの代替制度を積極的に利用するようになった。特に、教会造営のための資金集めの贖宥状は当然信者の善行とされ、購入者はその善行によって罪を贖うことができる。これがカトリック教会の正統な解釈であった (坂井, 2003年, 77頁)。

この贖宥状販売に宗教的な疑問を投げかけたのがルターであった。ヴィッテンベルク大学の神学教授であったルターは、純粹に宗教的理由に基づいて贖宥状販売に批判を加えた。「悔い改める」というキリスト者の基本的行為をおろそかにして、救いを安易に求める免罪符販売の姿勢を厳しく批判したのである (木村編, 2000年, 56-57頁)。彼は贖宥状販売を批判しただけではなく、信仰のよりどころは聖書のみにあり、キリスト教者はすべて神の前に平等で聖職者の存在を認めないと主張した (山本, 2003年, 15頁)。救済に至る道を求めて苦闘した彼が最後に行き着いたところは、ひとが神の前で義とされるのは善行によってではなく、信仰によって、しかも信仰のみによってであるという信仰義認論だった (坂井, 2003年, 77頁)。それはキリストの恩寵による救いをひたすら信じ、『聖書』のみを指針とした生活を送ることである。この三大原理 (信仰のみ、恩寵のみ、『聖書』のみ) は一般信徒と聖職者の区別をなくし、神の前ではすべてが祭司であるという神学的平等主義を唱えるものであった。この万人祭司主義は聖職者を特別身分とした中世社会を根底から切り崩すラディカルな考え方であった (木村編, 2000年, 57頁)。

宗教改革を契機として、ルター派とカトリックの陣営は宗教的対立を深めていったが、結局1555年、アウグスブルクで宗教和議が結ばれた。この和議において、「1人の支配者のいるところ、1つの宗教」という原則が採用された。諸侯は、領内の臣下に自分の選んだ宗派 (ただし、カトリックかルター派のみ) を強制する権利を獲得した (山本, 2003年, 16頁)。そもそもルターの神学的平等主義たる万人祭司主義には組織論が内包されていなかった。カトリック教会を攻撃し、否定した後に、新しい教会をつくるにあたっても領邦君主を頼る道しかなかった。領邦君主はローマ教皇から自律して領内の教会を支配できるだけではな

く、宗教という心の問題を通じて領民を統制できる手段を獲得できた。こうして領邦教会体制は確立するが、カトリック領邦も中央集権化をめざし、カトリックとの関連を維持しながらも領邦教会体制の方向に向かった（木村編、2000年、59-60頁）。諸侯は、自己の領邦における教会の支配権を手中にしたのであり、宗教改革から最大の利益を引き出したのは領邦諸侯であった（山本、2003年、16頁）。こうして、宗教改革はこれを内面的に見ればルターの信仰上の回心にすぎないが、外面向いて見れば諸侯がローマ法王から地上の支配権を剥奪する結果となった（皇、1943年、77頁）。

## 2. 教育の荒廃と慈善証明書

宗教改革が教育思想や教育制度に与えた負の影響はかなり大きく、特に教育制度に与えた影響は極めて破壊的であった。既存の教会の組織構造が解消され、これまで教育事業を担当していた教会の権威が失墜し、教育組織の秩序を維持してきた教会制度が廃止となることによって、修道院学校や大聖堂学校から都市学校、そして大学に至るまでの学校制度が荒廃し、就学者がひどく減少することになった。それに伴って、若者たちの間には風紀の乱れが深刻になり、ゆゆしき事態に陥った（Hamann, 1993年、43頁）。特に1525年から1535年の間は、学問と教育に関しては恐るべき沈滞時代を迎えた。大学はその学生数がほぼ4分の1に激減し、その他の学校も同様の状態にあったと推察されている（皇、1943年、82頁）。

いわゆる「慈善証明書（Benefizienzeugnisse）」は、こうした教育の荒廃状況の中から生まれた。当時、慈善証明書と呼ばれたものは、貧困な学生のための推薦書であった（Rauschenberger, 1999年、32頁）。それは、その当時に新たに出現した無料寄宿舎（Konvikt）の制度に付随したものであった。無料寄宿舎では貧しい学生に無料で住居と食事が、あるいは食事のみが支給された。この制度は16世紀における教会組織破滅の直接的結果として生じた僧侶や官吏などの学問的職業に対する志願者の激減という状況に対処するために、学問を奨励する意味において制定されたものである。これに対する費用は、概して没収された教会や修道院の財産で賄われ、この援助を受けた者は卒業後その領邦において僧侶や官吏として奉職する義務を負っていた（皇、1943年、91頁）。慈善証明書の発行に際しては、学生の性格特性や成績に基づいて、その人がいわゆる無料給食（無償の賄い食）を受けるに値するか、また、奨学金を受給するに値するかどうかが証明された（Sacher, 2001年、7頁）。なお、

奨学金を申請する際の慈善証明書は、特に「奨学生証明書（Stipendiatenzeugnisse）」と呼ばれている（Rauschenberger, 1999年、32頁）。

現在までのところ、この慈善証明書の最古の事例として知られているのは、ヴュルテンベルク州の「証明書（Gezeugnis）」である（Ziegenspeck, 1999年、66頁）。1559年に制定されたヴュルテンベルク州学校法によると、「積極的で活動的な態度に関する良好な、十分な証明書（Gezeugnis）がある場合にのみ、（中略）牧師、官吏、裁判官、校長によって入学審査が行われる」<sup>4)</sup>と規定されている。「証明書（Gezeugnis）」は、この当時はまだ、成績証明という特性はあまり強くなく、むしろ劇場などの無料席、特に特待生・給費学生などのための無料給食、また、貧しい親をもつ学生や父親を亡くした子どもたちの奨学金を申請する際の評価の一部にすぎなかった。この証明書は、志願者の成績を反映する鏡というよりはむしろ、志願者の行儀よさを反映する鏡（Sittenspiegel）という特徴を備えていた（Ziegenspeck, 1999年、66頁）。「親が裕福な家庭の子どもたちには証明書は必要なく、大学への進学の際にもそれは必要なかった」（Dohse, 1967年、11頁）。この特性は、その後のギムナジウム卒業証明書（Reifezeugnisse）にも受け継がれることになる。

したがって、慈善証明書は、慈悲深い社会的な推薦状という性質のものであった。その中身は、学生の勤勉さや、一般的な指導に関して書かれている。たいていは学生について肯定的に、不特定の第三者に向けてラテン語で書かれている。貧しい人たちが利益（Beneficium）を得るための機会は、書簡形式の証明書に基づいて与えられたのである（Ziegenspeck, 1999年、66頁）。

## 3. 評定づけの制度化

宗教改革とともに、学校や大学の宗派化や縛り争い、また、それに伴う厳しい学校監督が始まった（Hamann, 1993年、51頁）。プロテスタント地方の教育がルターの精神とメランヒトン（Philipp Melanchthon）の制度によって基礎づけられ、領邦教会が組織されるとともに領邦によって教育事業が行われるようになった。領邦や領主は、教会高権の担当者としての身分において教会法を公布し、それとの関連で学校法（上級学校と下級・ドイツ語学校に関する規定、一部は領邦立大学に関する規定）を公布した（Hamann, 1993年、43-44頁）。一方、ローマ教会による対抗宗教改革運動の流れに乗ったカトリック地方の教育は、トリエント会議を中心とする対抗宗教改

革の精神に導かれ、イエズス会 (Societas Jesu)<sup>5)</sup> の団結力を推進力として発展した。つまり、近世教育制度の設立は、プロテスタント地方においては主として領邦または都市によって地方的に行われたのに対し、カトリック地方においては国際的な団体であるイエズス会によって行われた（皇、1943年、102頁）。この両者はライバル関係にあったが、基本的な教育原理や組織構造は両者とも共通するもの多かったと言われている（Keck, 1991年、13頁）。

ドイツにおける評定 (Zensuren) は、こうした宗教的対立を背景として制度化されていったわけであるが、評定のルーツには、プロテスタント系とカトリック系の二つの流れがある。プロテスタント系の事例としては、ザクセン州が挙げられる。クライナート (Heinrich Kleinert) は、自らがザクセン州学校法 (1530年制定) を研究していたとき、ドイツで最初の評定づけを偶然に発見したと報告している (Ziegenspeck, 1999年、66頁)。この法律では「学校に通う少年の試験は半年ごとに、牧師の前で、市長の前で、(中略) 実施されなければならない」と定めている。学生たちが「試験では他の学生よりも上手に解答し、前学期 (半年前) よりも顕著に伸びていれば、小さなパンあるいはそれに相当するものが、(中略) 名誉の証として与えられる」のであった (Kleinert, 1951年、919頁)。ただし、ザクセン州の評定づけは、十分に制度化されたものではなかった。

一方、カトリック系の事例としてはイエズス会による評定づけが挙げられる。特に注目すべきは、ドイツで試験制度や評価制度が初めて制度化されたのは、カトリック系のイエズス会学校だったということである (Sacher, 2001年、7頁)。イエズス会は、ドイツで優勢であったプロテスタントに対抗するために、学問的教養のある道心堅固な僧侶の養成を急務とした（皇、1943年、102頁）。イエズス会の教育の特色は、競争や褒賞という方法を利用して非常な成果を挙げたところにある。イエズス会の競争原理は「パリ方式 (Modus Parisiensis)」によって行われてきた。パリ方式とは、全寮制学校のもとで学習の場と生活の場が併設され、講義と演習が、そして学習と生活が統合された学習形態である。講義と演習が別々に進むような「イタリア方式 (Modus Italicus)」ではなく、パリ方式を採用することで、イエズス会学校では教授活動と共同生活の両面で継続的な評価活動が行われた。そうすることで競争が喚起され、学習成果が高くなつたのである (Keck, 1991年、73-75頁)。

中世以来の伝統的な訓練方法は体罰であった。しかし、競争 (aemulatio) 原理の導入とともに少しづつ

ではあるが訓練方法としての体罰は後退し、代わって褒賞に力点が置かれるようになっていった。ただし、それは個性を滅却して教会と神に絶対的に帰依する人間を育てるための褒賞であった（皇、1943年、104-105頁）。イエズス会学校での評点づけと競争の実践は、学生自らが自分を律し、規律化し、宗教的な訓練と精神的な訓練の中で、つまり修練と討論の中で他者に対する責任を持つというような、チェック原理と信頼原理の弁証法の理解によって成り立っている。つまり、できる限り自律的に学ぶための動機としての「個々の遭遇に対する他者への信頼」としての競争原理がイエズス会学校の鍵となっている (Keck, 1991年、86-87頁)。例えば、16世紀のラウレターノ (Michael Lauretano) の所見によれば、「校長は、これらの若者たちを、愛と賞賛で、理性的な根拠と名誉欲の喚起によって、似たような方法で指導するための方法や有用な手段を見出すようによく考えなければならない。というのは、処罰は、真実の、完璧な善をもたらすよりも、害悪を防止するほうに有効だからである。(処罰を) 間違えれば、心が傷ついたままである。しかし、それは、神学校 (Kolleg) で、誰も許容せず、自制心がなく、善や学問に対して嫌気がさして、荒れ狂っているなどの場合にのみ行われることがありうる」 (Schröteler, 1940年、380頁)。イエズス会では、体罰をはじめとする処罰は個々人を見くびっていることにほかならないのであり、無意味であると考えられるようになったのである。

処罰があくまで副次的な手段となつた後、競争は主に試験によって行われた。具体的に言えば、初学者たちは聞き取りのほか、ドイツ語からラテン語への、またその逆への翻訳が試された。学年が進むにつれて、自主学習、朗読用書簡、小説、スピーチ、古典作家の論文、風刺詩の作成、碑文や銘文、慣用句などに取り組むことになっていた (Paulsen, 1919年、425頁)。どの学年も修了試験によって終わることになっていた。また、学校外での学習は自己規律や自己評価に向けられた。例えば、1593年のディリンゲンの議事録 (Dillinger Tagesordnung von 1593) によれば、「特定の試験が正午ごろに行われることになっていた。学生たちは自分が出席した午前中の授業が終わった後、すべての授業について自分の良心を探求しなければならないのであり、再び学校へ行くまでにすぐに勉学に取りかかなければならなかつた」と記されている (Keck, 1991年、82頁)。

例えば、1559年制定の「綱領 (Ratio)」の「大学学事長規則 (Regeln für Studienpräfekten)」では、「われわれのうちの誰もが、もしかすれば学生や寄宿

生に対する例外も認められないような、厳格に受験されるべき本試験は、障害になる要素がなければ、公式的なものでなければならない」(Mertz, 1898年, 152頁)と規定されていた。それには、各学期につけられる成績についても述べられている。「疑わしい学生の処遇を決めるためには、学事長（教務主任）はその学生の日常的な学習をときどき確認し、よいと思われる場合には筆記試験と口述試験を受けられるよう、試験委員と相談してもよい」(Mertz, 1898年, 152頁)とされ、「進級するだけの能力がないと証明された場合には、進級に対するいかなる懇願も聞き入れてはならない」(Mertz, 1898年, 152頁)とされた。また、1599年のカリキュラムである「学問綱領 (Ratio studiorum)」では、人文主義や修辞法に関する教科では早期進級（飛び級）が不可能であるが (Keck, 1991年, 82頁), それ以外では「ある学生が一年の経過の中で特に際立っていれば、私的な試験に基づいて上の学年に進級できるように、教師はそれを司教区当局に報告すること」として「低学年の教職規則 (Regeln der Professoren der niederen Klassen)」に定められていた (Mertz, 1898年, 152頁)。ここに、ドイツにおける評定制度の原型を見ることができる。

なお、今日の学校教育では、評定が数字で示されることが一般的になっているが、それについても、歴史的な要因がある。評定の根源形態は、ランキングの位置づけである (Dohse, 1967年, 46頁)。学生の能力は、序列の中で順位をつけるという方法で示された。このランクづけによって、席次の順番を決めるような序列化制度が学級の内部に生じたのである。また、進級は、学生が実際にクラス順位に応じて自分の席次を交代するような、順位決定の時代に由来する。つまり、どの座席も、教師によって行われる学業成績の格づけに順位的価値が付与されたのである (Ziegenspeck, 1999年, 73頁)。

評定には、「順位評定 (Reihenzensuren)」と「段階評定 (Zonenzensuren)」の二種類がある。順位評定とは、1人～X人までの順位に応じて定められる評定である。この考え方は古くローマ時代にまで遡ることができ、当時は「主席 (Primus)」「上座 (Ehrenplatz)」「貧民罪人席 (Arme-Sünder-Bank)」などの評定が見られた。また、段階評定とは、段階別に分けて与えられる評定である。例えば、現在のドイツの評定も6段階に分けられ、1～6までの評定が与えられている (Ziegenspeck, 1999年, 76-77頁)。

また、数字による評定は、学生の成績評価を公平に行うために考案された (Ziegenspeck, 1999年, 73頁)。すでに16世紀には、「Regulae communes

professoribus classium inferiorium」という規定に基づいて、数字でも示されるような評定が以下のように6段階で採用されていたことが明らかになっている (Dohse, 1976年, 49頁)。

- 1 = optimus (最高の)
- 2 = bonus (良い)
- 3 = mediocris (平均的な)
- 4 = dubius (疑わしい)
- 5 = retinendus (遠慮すべき)
- 6 = rejiciendus (棄却すべき)

さらに、1850年頃は、以下のような三段階の評定であった (Dohse, 1976年, 49頁)。

- 1 = über dem Mittelmaß (平均以上)
- 2 = Mittelmaß (平均)
- 3 = unter dem Mittelmaß (平均以下)

## おわりに

以上で述べてきた通り、ドイツの通信簿は16世紀にその起源を見ることができる。宗教改革の影響のもとで既存の教会の組織構造が崩壊し、教育の荒廃状況という中で勉学意欲を高めようと導入されたのが慈善証明書であり、それが通信簿の証明書としての起源である。また、カトリックとプロテスタントの宗教的対立の中で、カトリックでは国際的組織であるイエズス会によって、プロテスタントでは領邦教会によって教育事業が行われた。この両者のライバル関係の中で教育制度の再建が行われたが、基本的な教育原理や組織構造は類似していた。ただし、イエズス会は名誉欲を利用して学習に対する動機づけを行ったため、競争原理に基づく評価制度が発達するとともに評定が制度化されていった。もともとは順位づけのための評定であったものが、段階評定へ移行する形で精緻化されていった。さらに、今日の進級制度の原型もその頃に登場したことが見て取れる。しかし当時はまだ、評定が社会的選抜のための本質的な役割を担うということはなかった。

本稿では、通信簿が萌芽するに至った16世紀に注目して考察を行ってきたが、17世紀にはギムナジウムの創設とともにギムナジウム卒業証書が登場し、通信簿が本格的に教育事業の中で制度化されることになる。それら17世紀以降の通信簿の展開過程については稿を改めて論じることにしたい。

## 【注】

- 1) ドイツにおける現行の評定は、「1 = sehr gut (優秀)」, 「2 = gut (優)」, 「3 = befriedigend (良)」, 「4 = ausreichend (可)」, 「5 = mangelhaft (不可)」, 「6 = ungenügend (不充分)」であり, 全国で統一されている (Ziegenspeck, 1999年, 78-79頁)。
- 2) 点数方式の詳細については, 天野・結城・別府編 (1998年, 122-129頁) を参照せよ。
- 3) 皇 (1943年, 71頁) は, 「宗教改革と人文主義はルネサンスという母胎から生まれた双生児にほかならない」と述べている。
- 4) ヴュルテンベルク州学校法 (1559年) より引用したものである (Kleinert, 1951年, 919頁を参照)。
- 5) イエズス会は, 1534年にロヨラ (Ignatius von Loyola)を中心とする誓約によって生まれ, 1540年にローマ法王の認可を得て成立した宗教団体である。

## 【参考文献】

- 1) 天野正治・結城忠・別府昭郎編『ドイツの教育』東信堂, 1998年。
- 2) Dohse, W.: Die geschichtliche Entwicklung des Schulzeugnisses. In: Ingenkamp, K. (Hrsg.): Die Fragwürdigkeit der Zensurengebung, Weinheim/Basel 1976 (6. Aufl.), S.52-55.
- 3) Dohse, W.: Das Schulzeugnis. Sein Wesen und seine Problematik. Reihe: Pädagogische Studien-Bd. 10. Weinheim 1967 (2. Aufl.).
- 4) Hamann, B.: Geschichte des Schulwesens, Bad Heilbrunn 1993 (2. Aufl.).
- 5) Herrlitz, H.-G., Hopf, W., Titze, H.: Deutsche Schulgeschichte von 1800 bis zur Gegenwart, Weinheim/München 1993.
- 6) Keck, R. W.: Zensieren und Zertieren: Zur Kontroll- und Gratifikationspraxis der Katholischen Pädagogik im jesuitischen Einflußbereich. In: Hohenzollern, J. G. P. v. und Liedtke, M. (Hrsg.): Schülerbeurteilungen und Schulzeugnisse, Bad Heilbrunn 1991, S.69-88.
- 7) 木村靖二編『ドイツの歴史』有斐閣, 2000年。
- 8) Kleinert, H.: Zensur, Zeugnis, Schulzeugnis. Stichwort. In: Kleinert / Stocki u.a. (Hrsg.): Lexikon der Pädagogik in drei Bänden - Bd. 1. Bern 1951.
- 9) Kraul, M.: Das Deutsche Gymnasium 1780-1980, Frankfurt am Main 1984. (=望田幸男ほか訳『ドイツ・ギムナジウム200年史—エリート養成の社会史』ミネルヴァ書房, 1986年。)
- 10) Mertz, G.: Die Pädagogik der Jesuiten nach den Quellen von der ältesten bis in die neueste Zeit. Heidelberg 1898.
- 11) 望田幸男編『近代ドイツ=資格社会の展開』名古屋大学出版会, 2003年。
- 12) 望田幸男編『ドイツ・エリート養成の社会史—ギムナジウムとアビトゥアの世界』ミネルヴァ書房, 1998年。
- 13) 望田幸男編『近代ドイツ=「資格社会」の制度と機能』名古屋大学出版会, 1995年。
- 14) Paulsen, F.: Geschichte des gelehrt Unterrichts, Leipzig 1919 (3. Aufl.).
- 15) Rauschenberger, H.: Umgang mit Schulzensuren. In: Reuschenberger, H. (Hrsg.): Leistung und Kontrolle: Die Entwicklung von Zensurengebung und Leistungsmessung in der Schule, Winheim/München 1999, S.11-99.
- 16) Sacher, W.: Leistungen entwickeln, überprüfen und beurteilen, Bad Heilbrunn 2001.
- 17) 坂井榮八郎『ドイツ史10講』岩波新書, 2003年。
- 18) Schaub, H./Zenke, K.G.: Wörterbuch zur Pädagogik, München 1995.
- 19) Schröteler, J.: Die Erziehung in den Jesuiteninternaten des 16. Jahrhunderts, Freiburg 1940.
- 20) 皇至道『独逸教育制度史』柳原書店, 1943年。
- 21) 山本伸二「宗教改革と領邦の形成」浅川千尋, ウベ・カルステン編『EUと現代ドイツ』世界思想社, 2003年, 15-21頁。
- 22) Ziegenspeck, J.W.: Handbuch Zensur und Zeugnis in der Schule, Bad Heilbrunn 1999.

(主任指導教員 二宮皓)